○寒川町小児の医療費の助成に関する条例

平成7年6月28日

条例第7号

改正　平成11年3月26日条例第11号

平成12年3月27日条例第11号

平成14年3月28日条例第6号

平成18年6月15日条例第25号

平成18年9月29日条例第30号

平成19年3月27日条例第6号

平成20年6月18日条例第12号

平成20年12月16日条例第26号

平成20年12月16日条例第27号

平成24年6月21日条例第10号

平成26年3月20日条例第8号

平成26年6月17日条例第14号

（目的）

第1条　この条例は、本町の小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、もつて小児の健康の増進に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条　この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業した日又は同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日（中学校等の卒業後又は中等教育学校の前期課程の修了後継続して入院している場合には、その退院の日。ただし、当該卒業した日又は修了した日の属する月の末日及び当該退院の日が満18歳に達した日の属する月の末日を経過している場合には、

満18歳に達した日の属する月の末日とする。)までにある者をいう。

2　この条例において「乳児」とは、満1歳に達する日の属する月の末日までにある者をいう。

3　この条例において「幼児等」とは、満1歳に達する日の属する月の翌月の初日から満12歳に達する日以後の最初の3月の末日までにある者をいう。

4　この条例において「小児を養育している者」とは、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。

(1)　小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2)　父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者

5　前項各号の「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

6　第4項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

7　この条例において「医療費」とは、診療報酬の額の算定方法によつて算出された額((国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は規則で定める法律(以下「医療保険各法」という。)の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合には、その算定方法によつて算定された額を超える額は除く。)をいう。

(平12条例11・平14条例6・平18条例25・平19条例6・平20条例12・平20条例27・平26条例8・一部改正)

(対象者)

第3条　この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本町の住民基本台帳法に

記録されている小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は医療保険各法の規定により医療(乳児及び幼児等以外の小児にあつては、入院に係る医療)に関する給付が行われるものとする。

2　前項に規定する小児の疾病又は負傷には、次の小児に係る疾病又は負傷は含まない。

(1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている小児

(2)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている小児

(3)　児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療を受給している小児

(4)　規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる小児

3　第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない児童(18歳に満たない者をいう。)で当該小児を養育している者の当該所得があつた年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるものは、対象としない。

(1)　小児(乳児及び幼児等を除く。以下この号において同じ。)を養育している者　当該養育している小児が医療を受けた日の属する年の前年(当該小児が1月1日から6月30日までの間に医療を受けた場合には、前々年)の所得

(2)　幼児等を養育している者　当該養育している幼児等が満1歳から満12歳までのそれぞれの年齢に達する日の翌日の属する年の前年(当該年齢に達する日の翌日が1月1日から6月30日までの間にある場合には、前々年)の所得

(平11条例11・平12条例11・平14条例6・平18条例30・平20条例26・平20条例27・平24条例10・平26条例8・平26条例14・一部改正)

（助成の範囲）

第4条　町長は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて小児に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には、世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。

（平20条例27・一部改正）

（助成の方法）

第5条　乳児及び幼児等の医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者（以下「病院等」という。）に、対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、町長が助成する額を当該病院等に支払うことによつて行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

3　小児（乳児及び幼児等を除く。）の医療費の助成は、町長が助成する額を対象者に支払うことによつて行うものとする。

（平12条例11・一部改正）

（医療証の交付）

第6条　乳幼児の医療費の助成を受けようとする対象者は、町長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（平12条例11・一部改正）

（届出義務）

第7条　対象者は、前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第8条　この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第9条　町長は、偽りその他不正の行為によつて、この条例による医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

1　この条例は、平成7年10月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用する。

附　則(平成11年3月26日条例第11号)

(施行期日)

1　この条例は、平成11年6月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の第3条の乳児に係る規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に関する給付から適用し、同日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附　則(平成12年3月27日条例第11号)

(施行期日)

1　この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に関する給付から適用し、同日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附　則(平成14年3月28日条例第6号)

(施行期日)

1　この条例は、平成14年6月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に関する給付から適用し、同日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附　則(平成18年6月15日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成18年9月29日条例第30号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

3　第2条の規定による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に関する給付から適用し、同日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附　則(平成19年3月27日条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年6月18日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成20年12月16日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成20年12月16日条例第27号)

(施行期日)

1　この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2　第2条の規定による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例(以下「新小児医療費助成条例」という。)の規定は、施行日以後に受ける医療に関する給付から適用し、同日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(準備行為)

3　新小児医療費助成条例の施行に伴い新たに助成の対象となる者の医療証の交付申請手続は、施行日前においても、新小児医療費助成条例第6条の規定の例により行うことができる。

附　則(平成24年6月21日条例第10号)

(施行期日)

1　この条例は、平成24年7月9日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条中寒川町印鑑条例第6条第1号の改正規定及び第11条第1項第5号の改正規定(「禁治産宣告を受けたとき」を「成年後見人になったとき」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(寒川町災害見舞金支給条例に関する経過措置)

2　この条例による改正後の寒川町災害見舞金支給条例第3条の規定は、この条例の施行日以後に発生した災害に係る災害見舞金の支給について適用し、この条例施行日前に発生した災害に係る災害見舞金の支給については、なお従前の例による。

(寒川町犯罪被害者等支援条例に関する経過措置)

3　この条例による改正後の寒川町犯罪被害者等支援条例第2条の規定は、この条例の施行日以後に受けた犯罪被害に係る支援について適用し、この条例の施行日前に受

けた犯罪被害に係る支援については、なお従前の例による。

附　則(平成26年3月20日条例第8号)

(施行期日)

1　この条例は、平成26年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例(以下「新小児医療費助成条例」という。)の規定は、施行日以後に受ける医療に関する給付から適用し、同日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(準備行為)

3　新小児医療費助成条例の施行に伴い新たに助成の対象となる者の医療証の交付申請手続は、施行日前においても、新小児医療費助成条例第6条の規定の例により行うことができる。

附　則(平成26年6月17日条例第14号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。